契約変更理由書

神戸市

工　事　名	神戸明石線（西須磨地区）道路防災対策工事

契約変更後の工事概要

工事延長　107m、道路土工　1式、法面工　1式、排水構造物工　1式

構造物撤去工　1式、仮設工　1式

設計変更の理由

・法面上下部（法肩部及び法尻部）および法面起終点のすり付け部において、将来の道路の維持管理を勘案し、防草対策等としてモルタル吹付工の必要が生じたため、増工となる。

・法面緑化工の本施工に先立つ試験施工の結果、耐久性および自然的景観への配慮から緑化ネット材料を見直す必要が生じた。具体には、当初30㎜目合を計画していたところ25㎜目合とし、併せて太径とすることで、耐久性の向上を図った。また、近傍及び遠望確認により、緑化ネットの明度（色彩）の最適を図ったことから増工となる。

・その他、現地実測に基づき、施工数量に増減が生じる。